

北海道最低賃金の改正決定に係る答申文写

(北海道地方最低賃金審議会の答申文)



令和2年8月11日

北海道労働局長

上田 国土 殿

北海道地方最低賃金審議会

会長 加藤 智章

北海道最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和2年7月3日付け北労発基0703第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので答申する。

当審議会においては、本年度の北海道最低賃金改定に際し、以下の点に係る各側委員の共通理解の下で審議を行ったところである。

- ① 持続可能な開発目標(SDGs)の「働きがいも経済成長も」(SDGs8)を図るとともに、最低賃金の引上げに資するよう、中小企業の魅力を発揮させ活力を生み出すことが不可欠であること。また、経済の好循環の鍵となる賃上げに向け、日本経済全体の生産性の底上げや、取引関係の適正化など、賃上げしやすい環境整備に不断に取り組みつつ、最低賃金については、より早期に全国加重平均1000円になることを目指すとの方針を堅持すること。
- ② 道内の雇用経済情勢は、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、基幹産業である観光関連産業をはじめとして多くの産業で大幅に悪化していること。また、現時点においても日本国内全般で感染症が更なる拡大傾向を示している中で、雇用経済情勢の回復時期を見通すことは困難であり、当面は悪化した状況が継続する懸念があること。
- ③ 最低賃金は経済を支える上でも、地域の労働者の生活と賃金、地域産業の持続性を支える上でも重要な役割を果たしていることを踏まえつつも、感染症による経済・雇用への厳しい影響がみられる中、雇用の維持と事業継続、労働者の生活・くらしを守ることを最優先課題として官民、労使を挙げて尽力している状況について特段の配慮をすることが重要であること。

当審議会においては、政府に対し、現状において、雇用の維持と事業継続、労働者の生活・くらしを守るために、雇用調整助成金等の助成制度をはじめとした様々な支援制度を速やか

に実行している点は評価できるところであるが、今後、相当程度に雇用経済情勢が回復するまでの間、これらを引き続き実行していただくことを要望する。

また、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備に関し、生産性向上の支援や官公需における対応を含めた取引条件の改善等に引き続き取り組んでいただくことを併せて要望する。

さらに、感染症の影響下の厳しい中であっても、賃金引上げが可能な企業は、賃上げに前向きに取り組むことを通じ、可処分所得の継続的拡大と将来の安心の確保を図り、さらに消費の拡大につなげ、経済の好循環を確かなものとすることや、非正規雇用労働者の処遇改善が社会的に求められていることに応じていくことを希望する。

来年度の審議においては、感染症や消費税増税等による様々な影響を踏まえながら、賃上げしやすい環境整備に不断に取り組みつつ、最低賃金については更なる引上げを目指すことが社会的に求められていることも踏まえ、議論を行うこととする。

なお、労働者代表委員から、最低賃金について、早期に全国加重平均が1000円になることを目指すことについて、その道筋をより明確にすべきとの意見があった。

別紙 1

「北海道最低賃金を現行どおりとする。」

別紙2

北海道最低賃金と生活保護との比較について

1 北海道最低賃金

- (1)件 名 北海道最低賃金
- (2)最低賃金額 時間額 835円
- (3)発 効 日 平成30年10月1日

2 生活保護水準

- (1)比較対象者
18～19歳・単身世帯者
- (2)対象年度
平成30年度
- (3)生活保護水準（平成30年度）
生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋期末一時扶助費）の北海道内の人口加重平均に
住宅扶助の実績値を加えた金額（104,649円）

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(1)に掲げる金額の1箇月換算額(註)と上記2の(3)に掲げる金額と比較すると北海道最低賃金が下回っているとは認められなかった。

(註) 1箇月換算額

$835 \text{円 (北海道最低賃金)} \times 173.8 \text{ (1箇月平均法定労働時間数)} \times 0.818 \text{ (可処分所得の総所得に対する比率)} = 118,711 \text{円}$